

災害時における住宅の応急修理に関する協定の締結及び実地研修の実施について

令和2年10月27日
住 宅 課

1 要旨

- (1) 災害後の迅速な応急修理に備えるための体制強化を図るため、災害時における被災住宅の応急修理について、屋根修理を専門とする関係団体と、災害時の従事者確保のための協定を令和2年9月17日に締結した。
- (2) この協定に伴い、同団体の災害対応力を向上させるための実地研修を令和2年10月20日に実施した。

2 協定の締結について

(1) 協定締結団体

一般社団法人 災害復旧職人派遣協会 広島県支部（支部長 工藤 剛氏）

(2) 団体の沿革等

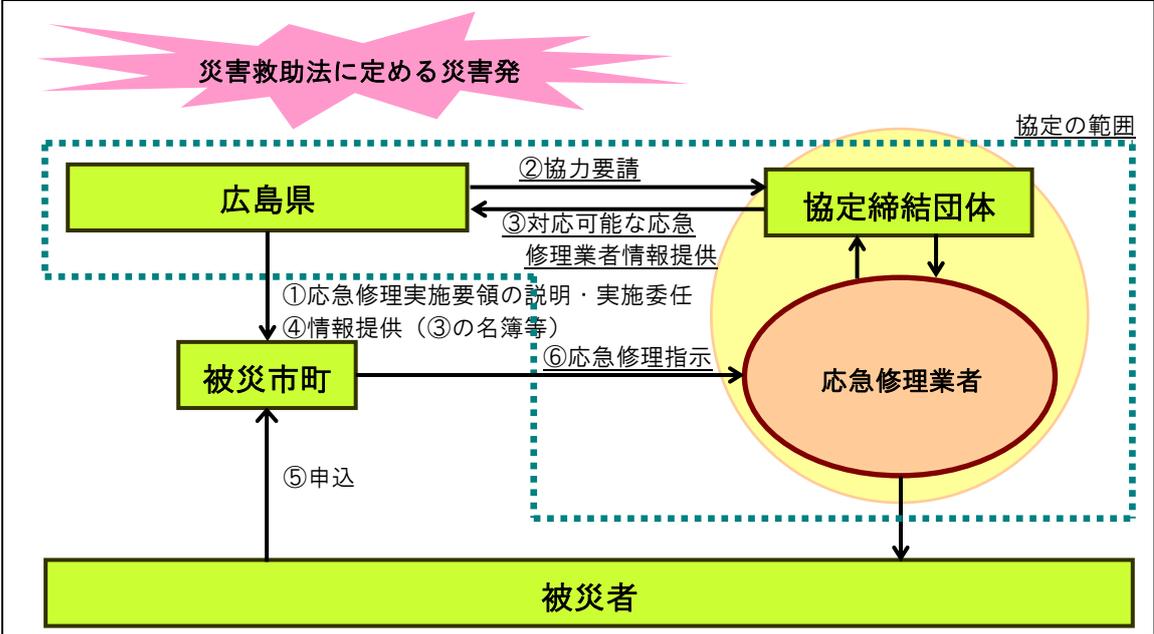
阪神淡路大震災以降、被災した家屋の屋根にボランティアでブルーシートを張る活動を行っている団体で、平成29年に一般社団法人化。令和2年7月に広島県支部設立。

(3) 締結協定の内容

災害救助法に定める災害時に、協定締結者は県からの要請に基づき、次の協力を行う。

- ①必要な応急修理業者の確保に最大限努力、その情報を県に提供する。
- ②情報提供された応急修理業者は、市町の指示により災害救助法に基づく応急修理を行う。

【被災住宅の応急修理と協定の概略図】



3 実地研修の実施について

(1) 研修内容

屋根へのブルーシート張りの能力向上を図るための模擬訓練

(2) 日時・場所

令和2年10月20日（火）午後1時30分から午後3時
県営上安住宅第一公園 隣接の県有地（住宅課所管）
（広島市安佐南区高取北1丁目17-37）

(3) 参加団体

講師として山梨県本部から約10名、研修受講者として広島県支部から6社、約30名が参加した。

【参考1】 応急修理制度

災害救助法に規定する「救助」のひとつ。「救助」に要する費用は、国が負担する。

災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊し、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレ等日常生活に必要不可欠な最低限度の部分の応急的な修理について、市町が業者に依頼し、修理を行う。(限度額：595,000円(半壊・大規模半壊), 300,000円(一部損壊))

平成30年7月豪雨災害では、15市町において被災者から1,152件の申込(令和2年8月末時点)を受け付けている。

【参考2】 研修実施状況

